

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、経営理念のもと、企業価値の最大化に向けて、全てのステークホルダーと良好な関係を築き、長期安定的に成長し、発展していくことをめざしています。

そして、その実現には、国際社会から信頼される企業市民として、公正で透明性の高い経営活動を展開することが重要であり、以下の5点を基本方針に掲げ、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでいきます。

1. 株主の権利を尊重し、株主の平等性を確保するとともに、適切な権利行使に係る環境整備や権利保護に努めます。
2. 株主以外のステークホルダー（お客様、仕入先、従業員、地域社会等）と、社会良識をもった誠実な協働に努めます。
3. 法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報も主体的に発信し、透明性の確保に努めます。
4. 透明・公正かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
5. 株主とは、当社の長期安定的な成長の方向性を共有した上で、建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. 政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

当社が行う自動車部品事業や住生活・エネルギー関連事業において、激しい競争を勝ち抜き、今後も成長を続けていくためには、開発・調達・生産・物流・販売の全ての過程において、様々な企業との協力関係が不可欠であると考えています。このため、当社は、事業戦略、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、企業価値を維持・向上させるための中長期的な視点に立ち、政策保有株式を保有しています。

2. 当社の政策保有のねらい・合理性の説明

当社は、必要に応じて、保有先の企業と企業価値の維持・向上や持続的成長を促す観点からの建設的な対話を行い、経営上の課題の共有や問題の改善に繋げています。また、毎年の、取締役会で全ての政策保有株式につきまして、資本コストを踏まえた保有の便益とリスクなどを鑑みて、そのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行っております。

一方で、当社の中長期的な企業価値の維持・向上に資すると認められない株式がある場合は、縮減を検討します。

3. 当社の議決権行使に関する基本方針

(1) 議決権行使の基本的な考え方

当社は、議決権の行使は、定型的・短期的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、当該投資先企業の経営方針・戦略等を十分尊重したうえで、中長期的な視点での企業価値および株主還元維持・向上につながるかどうか等の視点に立って判断を行います。

(2) 議決権行使のプロセス

当社は、議決権行使にあたっては、投資先企業において当該企業の発展と株主の利益を重視した経営が行われているか、反社会的行為を行っていないか等に着目し、議案ごとに確認を行います。加えて、下記に記載した項目については必要に応じて個別に精査した上で、当該企業との対話等の結果を勘案し、議案への賛否を判断します。

4. 政策保有株主から売却の意向を示された場合の対応方針

当社は、当社の株式を保有している企業から株式の売却の意向を示された場合には、その売却を妨げません。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、会社法等に基づき、取締役会の承認を得なければ、当社役員が利益相反取引を行ってはならない旨を取締役会規則等で定めており、その取引実績については、関連法令に基づき、適時適切に開示しています。また、主要株主等との取引を行う場合には、取引の重要性の高い取引について、取締役会にて内容の確認を実施しています。なお、主要株主等との取引条件については、市場価格、総原価を勘案して希望価格を提示し、毎期価格交渉のうえ決定しています。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金基金がアセットオーナーとしての機能を発揮するため、年金運用の目的やプロセスについて十分に理解している人材を登用・配置しています。加えて、専門性の補完・向上を図るため、適切な外部専門家と運用コンサルタント契約を締結しています。

利益相反防止の取組として、資産運用については、独立した年金運用諮問委員会を設置し、モニタリングしています。また、議決権行使については、運用受託機関に対して議決権行使基準の策定と行使結果の開示を要求しています。

【原則3-1. 情報開示の充実】

1. 経営戦略、経営計画

当社では、グループで向かう方向性や課題認識をあわせ、グループとしての一体感や変化への対応力を強化することを目的に、「グループ経営方針」を策定しています。

また、100年に一度と言われる自動車業界の大変革期を生き抜くために、「真の競争力を身につけ、新たな価値を提案できる元気な会社」をめざし、「CASEに対応する企業構造の変革」と「企業体質の強化」の取り組みを、グループ一体となって推し進め、次の時代で戦える体制の構築を推進しています。

具体的には、競争力強化に向け、まずは、品質・生産性向上により収益を改善し、足元固めを行います。その上で、子会社の統廃合を強力に押し進めながら、固定費を最適化すると同時に、「事業・業務のスクラップ&ビルド」や、量から質への転換を図る「働きがい改革」により、未来の重点領域にチャレンジするためのリソースシフトを速やかに行っていきます。併せて、持続可能なモビリティ社会の実現に向け、企業価値の向上と地球環境との両立を図るため、CO2削減に貢献する商品の開発や、工場におけるCO2排出量のゼロ化に向けた革新的な設備導入など、着実に実行しながら、持続的な成長をめざします。

なお、経営理念、グループ経営方針、中期計画は、当社ホームページにて掲載しておりますのでご参照下さい。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当報告書 の1「基本的な考え方」をご参照ください。

3. 役員報酬の決定方針・手続き

当報告書 の1「取締役報酬関係」「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

4. 役員選任(指名)の方針・手続き

当社の取締役・監査役候補の指名に関しては、的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点より総合的に検討しています。

指名および選解任にあたっての手続きとしては、社長、担当副社長および社外取締役が役員人事審議会にて、上記方針に従い検討しています。

5. 役員選任理由

個々の選任理由に関しては、当社ホームページの株主総会招集ご通知に記載しています。(URL:<https://www.aisin.co.jp/>)

【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1(1)

当社では、取締役会は、法令または定款で定められた事項のほか、経営方針や事業計画、投資計画、子会社の設立・出資など、取締役会規則に定めた経営に関わる重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行う機関と位置づけています。

また、業務執行機関として、グループ経営委員会や執行委員会等の会議体を設け、重要課題の審議の充実を図るとともに、サステナビリティ会議や企業行動倫理委員会、危機管理委員会など、組織横断的な各種会議体を設け、重要課題に対して様々な観点からの検討・モニタリングを行い、適正な意思決定に努めています。その上で、取締役は、経営方針の策定と、それに基づく業務執行の監督を主務とし、執行役員が業務執行の役割を担い、機動的な意思決定を行っています。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、社外取締役の候補者選定にあたり、会社法および東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し監督できる高い専門性と豊富な経験を重視しています。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11(1)

当社取締役会は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、的確・迅速・公正な意思決定が行われるよう努めています。その実現のため、当社取締役会は、当社が属する業界の内外を問わず高度な専門性を有する者を社外取締役に複数選任すること、また、効率的な連結経営を意識し、主要な子会社の取締役を当社取締役に選任すること、海外子会社での豊富な経験と幅広い見識を有する者を取締役に選任することなど様々な方策を総合的に勘案し、取締役会の多様性及び全体としての知識・経験・能力のバランスが当社にとって最適な形で確保されるよう努めています。また、定款にて取締役の数を15名までと定め、迅速な意思決定を行うよう努めています。なお、社外取締役は3名選任しており、1名は女性です。

補充原則4-11(2)

当社取締役・監査役は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社の役員を兼任する場合は、合理的な範囲内にとどめるよう努めています。また、当社は、毎年の定時株主総会招集通知にて各取締役・監査役の重要な兼任状況について開示しています。

補充原則4-11(3)

当社取締役会は、複数の社外取締役をメンバーに加えることにより、取締役会としての判断や会議の運営など、取締役会全体の実効性を担保していくよう努めています。取締役会全体の実効性について、全ての社外取締役と社外監査役にヒアリング調査を実施し、その結果に基づき、改善に努めてまいります。

2019年度末に実施したヒアリング調査においては、当社取締役会は「全体として実効性は向上している」という評価をいただきました。肯定的な項目として、「重要案件に関わる議論が活性化した」、「十分な支援体制がある」等が挙げられました。また、課題として「戦略やリスクに関する意見交換や現場視察のより一層の充実」等が挙げられました。ご指摘いただいた項目に関しては、次年度に向けて改善を進めてまいります。

【原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4-14(2)

当社では、社外者を含め、取締役および監査役に期待される役割と責務を全うできる者を選任しています。それを踏まえ、内部昇格による新任役員については、経営者として習得しておくべき、法的知識を含めた役割・責務の理解促進を図っています。社外取締役・社外監査役については、会社の事業や機能等を理解していく活動を実施しています。また、就任後の知識更新の機会として、情報交換・相互研鑽の場を設けています。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するために、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指したビジョンを策定し、当社の経営方針を分かりやすい形で明確に説明し、株主の理解が得られるよう努めています。

1. 株主との対話全般については、経営管理部門(財務・経理系)の担当役員が統括しており、決算説明会をはじめとした様々な取組みを通じて、建設的な対話の実現できるよう積極的な対応を心掛けています。

2. 経営企画・財務・経理・広報・技術企画等の部署およびグループ各社等の関連部署との連携によるIRコミッティーを実施し、IR情報の共有・知識の共有・IRの方向性の検討・開示資料の作成等を積極的に進めています。

- 個別面談以外の対話の手段としては、年4回決算発表後にアナリスト・投資家向けに決算説明会、国内外の証券会社カンファレンスを活用した会社説明会等を実施しています。また、投資家からの要望をもとに工場見学会などを実施しています。
- 株主との対話を通じて把握した株主の意見・懸念等は適宜集約し、取締役会で報告し、経営陣および関係部門へフィードバックし、情報の周知・共有を行っています。
- インサイダー情報の管理に関する規定・役員内規を策定し、管理しています。決算発表前の期間は、サイレント期間とし、投資家との対話・取材を制限しています。その他社内にインサイダー情報が発生する際には、インサイダー情報の登録管理台帳に関係者が署名し、インサイダー情報管理の徹底をはかっています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トヨタ自動車株式会社	66,863,157	24.80
株式会社豊田自動織機	20,711,309	7.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	13,139,600	4.87
株式会社デンソー	12,964,922	4.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,911,600	4.41
東和不動産株式会社	6,344,791	2.35
日本生命保険相互会社	6,300,090	2.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	4,256,600	1.57
アイシン精機持株会	3,781,411	1.40
明治安田生命保険相互会社	3,675,238	1.36

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小林 敏雄	学者													
原口 恒和	他の会社の出身者													
濱田 道代	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 敏雄			東京大学生産技術研究所教授、一般財団法人日本自動車研究所代表理事 研究所長等を歴任され、機械工学・計算工学を中心とした高い専門知識とその経歴を通じて培われた幅広い経験等を当社の経営にいかしていただける。また、独立役員の属性として、中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと認識している。

原口 恒和		財務省理財局長、金融庁総務企画局長等を歴任され、その経歴を通じて培われた専門的な知識・経験に加え、イオンフィナンシャルサービス株式会社等における経営者としての経験・見識を当社の経営にいかしていただける。また、独立役員の属性として、中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと認識している。
濱田 道代		名古屋大学法学部教授、公正取引委員会委員および他社社外役員等を歴任され、その経歴を通じて培われた会社法および独禁法等の専門知識・幅広い経験等を当社の経営にいかしていただける。また、独立役員として、中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと認識している。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	役員人事審議会	5	0	2	3	0	0	社内取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬審議会	5	0	2	3	0	0	社内取 締役

補足説明 更新

当報告書 の2「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載のとおり、両審議会ともに取締役社長伊勢清貴を議長として、取締役・副社長執行役員(三矢誠、3名)の独立社外取締役を含む5名で構成され、原則として年2回開催しています。役員人事審議会では、当社のビジョンや経営方針に従い、社内外を問わずに最適なメンバーを選任・解任し、最適な配置がなされるよう検討しています。報酬審議会では、適切な役員報酬が支払われるよう検討しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	7名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人から、監査計画概要、四半期レビュー経過および年度の監査実施状況について定期的に報告を受けるほか、会計監査人が行った子会社等への監査結果の確認や、実査への立会いおよび面談などにより、会計監査人と相互連携をはかっています。このほか、社外監査役も会計監査人からの報告を受け、意見交換も行っています。また、内部統制システムの運用状況、及び当社・国内外子会社の業務の適法性や業務管理・手続の妥当性等に関する実地監査の結果を、監査部が監査担当役員に報告し、監査担当役員が社外取締役・社外監査役も出席する取締役会にて報告しています。また、社外監査役も出席する監査役会において、監査活動の実績及び活動計画を説明しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
加藤 光久	他の会社の出身者													
小林 量	学者													
高須 光	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤 光久			トヨタ自動車株式会社取締役副社長等を歴任され、経営者としての豊富な経験および幅広い見識で監査していただける。
小林 量			名古屋大学大学院法学研究科教授であり、法律の専門家として学問的な見地から監査をしていただける。また、独立役員の属性として、中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと認識している。
高須 光			公認会計士の資格を有しており、財務および会計の専門家としての見地から監査をしていただける。また、独立役員の属性として、中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと認識している。

【独立役員関係】

独立役員の人数 5名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定している。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新 業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社の社外取締役を除く取締役の報酬は、「月額報酬(固定報酬)」、「賞与(短期インセンティブ)」および「株式報酬(長期インセンティブ)」を支給しています。月額報酬:賞与:株式報酬の割合が、基準額で概ね50%:35%:15%程度となるように設定しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書は、当社のホームページにも掲載し、公衆の縦覧に供しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(取締役報酬の方針及び決定方法)

当社の社外取締役を除く取締役の報酬は、業務執行を担う役割のため、固定報酬である月額報酬と、業績に連動する賞与・株式報酬の報酬構成としております。社外取締役を除くすべての取締役の報酬は、役職に関わらず、月額報酬(固定報酬):賞与(短期インセンティブ):株式報酬(長期インセンティブ)の割合が、基準額で概ね50%:35%:15%程度となるように設定しております。なお、社外取締役の報酬は、独立した立場で経営の監視・監督機能を担う役割のため、月額報酬のみとし、賞与および株式報酬の支給はありません。

月額報酬については、職責や経験、および他社の動向を反映させた報酬としています。また、賞与については、各期の業務執行の成果としての連結営業利益額をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社の動向、及び過去の支給実績などを総合的に勘案の上、決定しています。株式報酬については、株主との更なる価値共有を進め、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして位置付けるために、譲渡制限付株式報酬を導入しています。

取締役の月額報酬及び賞与の報酬総額は、2019年6月18日開催の第96回定時株主総会にて年額6億円以内(うち社外取締役分 年額75万円以内)と決議されています。また、社外取締役を除く取締役の譲渡制限付株式報酬の報酬総額は、2019年6月18日開催の第96回定時株主総会にて年額1億円以内と決議されています。

取締役の月額報酬、賞与および株式報酬については、社長、担当副社長および社外取締役が報酬審議会にて上記方針に従い、役職ごとの金額を検討したうえで、取締役会にて決定しています。

(監査役報酬の方針及び決定方法)

当社の監査役報酬は、独立した立場で経営の監視・監督機能を担う役割のため、月額報酬のみとし、賞与および株式報酬の支給はありません。月額報酬は、職責、他社の動向を反映させた報酬としています。

監査役の月額報酬については、2010年6月23日開催の第87回定時株主総会にて月額150万円以内と決議されています。各監査役の月額報酬額は監査役の協議により決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役に対しては、総合企画部内に専任スタッフを選定し、取締役会上程議案の事前説明、重要会議の内容についての情報提供を行っております。社外監査役に対しては、毎月、監査役を補佐する専任のスタッフを置き、監査役室から社外監査役に対して、取締役会上程議案の事前説明、重要会議の内容についての情報提供などを行っています。

また、当社は、社外取締役・社外監査役が独立した客観的な立場から役割・責務を実効的に果たして頂くことが当社経営において重要と考えており、毎月定例で社外取締役・社外監査役と当社役員との懇談会を開催しています。また社外取締役・社外監査役には、取締役会・監査役会での審議に必要な情報提供を行っています。加えて、社外取締役・監査役の要請に基づき、重要な会議への出席、取締役・部門からの聴取、国内外子会社への訪問・往査を通じ、追加情報をご入手頂いています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

取締役会は、取締役会長豊田幹司郎を議長として、社外取締役3名を含む9名の取締役で構成され、原則として毎月1回開催しています。取締役は法令で定められた事項のほか、経営方針や事業計画、投資計画、子会社の設立・出資など、当社及び当社グループの経営に関わる重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行います。当社の取締役会は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をはかるため、的確・迅速・公正な意思決定が行われるよう、業界の内外を問わず高度な専門性を有する人材を社外取締役として複数選任すること、効率的な連結経営を意識し、主要な子会社の取締役を当社取締役に選任することなどを総合的に勘案し、知識・経験・能力のバランスが最適になるよう取締役の選任・解任を決定しています。また、取締役会の下部機構として、取締役会長豊田幹司郎を議長とするグループ経営委員会や、取締役社長伊勢清貴を議長とする執行委員会等の会議体を設置し、原則として毎月1回開催しています。これらの会議には取締役に加えて執行役員も参加し、重要課題の審議の充実をはかっています。さらに、取締役・副社長執行役員三矢誠を議長とする(連結)企業行動倫理委員会や(連結)危機管理委員会等を設置し、原則として年1回開催しています。これらの会議には取締役に加えて主要グループ会社の社長も参加し、重要課題に対して様々な観点からの検討・モニタリングを行い、適正な意思決定に努めています。

監査役会は、常勤監査役名倉敏一を議長として、社外監査役3名を含む5名の監査役で構成され、原則として毎月1回開催しています。各監査役は監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、取締役・部門からの聴取、国内外子会社への往査などを通じて、取締役の職務執行や当社及び子会社の業務執行の適法性や財務報告の信頼性について監査を行っています。また、監査役の直轄下に監査役室を設け、監査役の職務を補助する専任スタッフを配置するとともに、会計監査人や内部監査部門との連携を通じて監査機能の強化をはかっています。

上記に加え、2019年度より取締役社長伊勢清貴を議長とするサステナビリティ会議を新設し、原則として年1回開催しています。この会議には当社取締役、執行役員に加えて主要グループ会社の取締役社長も参加し、持続可能な社会実現に貢献する企業行動の実践に向け「SDGs(優先課題)に関するKPI・2030年目標の決定・展開・フォロー」を行い、当社グループのSDGs、ESGへの取り組みを推進しています。

このほかに、役員人事審議会及び報酬審議会を設置しています。両審議会ともに取締役社長伊勢清貴を議長として、取締役・副社長執行役員三

矢誠、3名の独立社外取締役を含む5名で構成され、原則として年2回開催しています。役員人事審議会では、当社のビジョンや経営方針に従い、社内外を問わず最適なメンバーが最適に配置されるよう、取締役会に上程する選任・解任案を検討しています。報酬審議会では、適切な役員報酬が支払われるよう、報酬体系や決定方針等の検討とともに報酬案について審議しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役は経営方針の策定と、それに基づく業務執行の監督を主務とし、執行役員が業務執行の役割を担い、機動的な意思決定を行っています。また、当社は監査役会を設置し、社外監査役3名を含む5名の監査役で取締役の職務執行ならびに当社および国内外子会社の業務や財政状況について監査を実施しており、コーポレート・ガバナンスの有効性の確保に向け、現状の体制としています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年度発送日:5月27日
集中日を回避した株主総会の設定	2020年度実施:6月16日
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	要約した英文の招集通知を作成した上で、東京証券取引所ホームページにおける、当社についての上場会社詳細(基本情報)上などに提供しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに説明会を行っています。2019年度は東京、広島にて開催しました。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後にアナリスト・投資家向け会社説明会を行っています(年4回)。また、個別取材については、随時対応しています。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社主催のカンファレンスに参加するとともに、定期的に海外投資家オフィスを訪問し、積極的に対話を行っています。また、個別の訪問取材については、随時対応しています。	なし
IR資料のホームページ掲載	https://www.aisin.co.jp/investors/settlement/ にて掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報部、総合企画部、経理部にIR担当者が数名おります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業市民として積極的に社会的責任を果たして行くことを経営の基本におき、これを「アイシングループ企業行動憲章」として定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「経営理念」に「社会・自然との共生」を掲げ、企業として成長をはかるとともに、社会の一員として積極的に社会責任を果たしていくことを経営の基本姿勢においています。主な活動は、「アイシングループレポート(経営年次報告書)」にて報告しています。又、環境保全活動については、当社ホームページ https://www.aisin.co.jp/csr/ にて紹介しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示については、社内規程により、子会社を含めた内部重要情報の管理、適時開示についての体制および手続きを定めています。その社内規程に基づき、各会議体での議案、当社および子会社で発生した重要情報については、即時に情報管理責任者に報告されることとなっています。報告を受けた情報管理責任者は、「判定会議」を招集し、その情報の重要性および適時開示の必要性を判断し、代表取締役へ報告するとともに適時開示の措置をとっています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社グループの取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

【基本方針1】

グループ共通の経営理念や企業行動憲章に基づき、適法かつ公正な企業活動を推進する体制整備を行う。
経営上の重要事項に関しては、経営委員会にて総合的に審議のうえ、取締役会にて決議する。
企業行動倫理委員会において、法令および企業行動倫理遵守に向けた方針と体制について審議・決定する。
取締役は、グループ共通の企業行動憲章の精神の実現に自ら率先垂範の上、取り組むとともに、グループ全体のコンプライアンスの意識向上と徹底をはかる。

【運用状況の概要】

(1) 継続的取り組み

- ア) 当社グループ共通の「アイシングループ企業行動憲章」に基づき、コンプライアンスの徹底を宣言するとともに、グループとしての推進体制を構築している。
- イ) 取締役会での決定までのステップとして、経営委員会、執行委員会、各種機能会議にて審議を行っている。
- ウ) (連結)企業行動倫理委員会において、グループ全体の活動方針と体制を決定している。
- エ) 役員に対し、関係法令の手引きを配布のうえ、コンプライアンス研修を毎年開催している。

(2) 当期の特徴的取り組み

- ・近年の企業行動倫理への要求の高まりを踏まえ「アイシングループ企業行動憲章」を改定し、国内外の全グループ会社へ展開した。
- ・取締役会のあり方を、中長期の方向性およびグループを含めた意思決定にしていいため、取締役会規則運用基準に「連結での経営の大枠」と「グループに跨る重要事項」を追加した。
- ・グループとしてSDGs、ESGへの取り組みを加速させるため「サステナビリティ会議」を新設し、事業活動を通じた社会課題の解決のための「2030年目標」を決定した。

2. 当社グループの使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

【基本方針2】

企業行動倫理に関するガイドの配布や法務教育・階層別教育等を通じて、従業員に対しコンプライアンスの徹底をはかる。
企業行動倫理相談窓口等を通じて、コンプライアンスに関わる問題および疑問点に関し、情報の早期把握および解決をはかる。
内部監査機能等による実地監査や、業務の適正性に関するモニタリングを行う。

【運用状況の概要】

(1) 継続的取り組み

- ア) 当社グループ共通の「社会的責任を踏まえた行動指針」に基づくコンプライアンス研修を実施し、グループ倫理強化月間を毎年開催している。
- イ) 企業行動倫理相談窓口等による不正行為の早期発見・是正を徹底している。また、不正行為を通報した者の保護を社内ルールで規定している。
- ウ) 内部監査部門と機能部署との連携による監査・業務点検を行っている。

(2) 当期の特徴的取り組み

- ・「アイシングループ企業行動憲章」改定に合わせ、「社会的責任を踏まえた行動指針」を改定し、国内の全グループ会社へ展開した。
- ・国内全グループ会社の部署長が「コンプライアンス宣言」を作成・掲示し、部署メンバーに宣言した。

3. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

【基本方針3】

取締役の職務の執行に係る情報は、関係規程ならびに法令に基づき、各担当部署に適切に保存および管理させる。

【運用状況の概要】

(1) 継続的取り組み

- ア) 取締役会議事録および全社会議体の報告資料、議事録等の情報を、関係規程ならびに法令に基づき、適切に保存している。
- イ) 当社グループの機密情報に関しては、取扱いに関するルールや体制を確立し、適切に管理している。

(2) 当期の特徴的取り組み

- ・EU一般データ保護規則に対応するため、国内の全グループ会社で「個人情報保護基本方針」と「個人情報保護規程」を整備した。
- ・サイバーセキュリティ強化のため、ITマネジメント部門にサイバーセキュリティ専門組織を立ち上げた。

4. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

【基本方針4】

品質、安全、コンプライアンス、情報管理、環境、火災・自然災害等の各種リスクについて、それぞれ推進体制を整備し、基本的ルール、対応計画の策定を行うことにより、適切なリスク管理体制を構築する。

【運用状況の概要】

(1) 継続的取り組み

- ・(連結)危機管理委員会において、連結全体の共通重要リスクの特定と対応策検討、また経営委員会において、事業・投資リスクの多面的な検討を行っている。

(2) 当期の特徴的取り組み

- ・新たに加わったグループ関連会社も含め、国内の全グループ会社に対し、リスクアセスメントを実施した。
- ・大規模災害に備え、国内の全グループ会社で、会社ごとの対応から、地域ごとに連携し対応するやり方に変更し、連携する項目を明確にした。

5. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

【基本方針5】

グループ経営方針に基づき、組織の各段階で方針を具体化し、一貫した方針管理を行う。
また、グループ各社の事業活動計画および実績を把握し、会議体や機能部門からの情報展開を行うことにより、当社グループの情報を一元化し、各社の業務の効率性確保をはかる。

【運用状況の概要】

(1) 継続的取り組み

- ・トップによるグループ経営方針説明会を国内外のグループ全社に対して実施している。
- (2) 当期の特徴的取り組み
- ・迅速な企画・意思決定のため、グループ経営に関わる方針・意思を決定する全社会議体について、参加する会社数を減らした体制に変更した。
 - ・執行役員異動時の機動的な体制変更を可能にし、業務執行の役割を明確にするため、2020年4月より執行役員制度に「社長執行役員」を新設することを決定した。
 - ・取締役会案件の対象を拡大したことに伴い、審議時間確保のため、重要な財産の処分および譲受けの決裁金額を引き上げた。
 - ・会議体出席者の職務執行効率向上のため、TV会議システム運用を推進した。

6. 監査役の職務を補助する使用人への指示の実効性および取締役からの独立性に関する事項

【基本方針6】

- 監査役の職務を補助する専任部門を設置し、使用人を置く。
- 監査役の職務を補助する使用人の人事については、事前に監査役の同意を得る。

7. 当社グループの取締役および使用人が監査役へ報告するための体制

【基本方針7】

- 取締役は主な業務執行について、適宜適切に監査役に報告するほか、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告を行う。
- 取締役、使用人は、監査役の求めに応じ、定期的に、また随時事業の報告を行う。
- 上記の報告をした者については、当該報告をしたことを理由として、不利益な取り扱いを受けないよう適切に対処する。

8. その他監査役の当社グループに対する監査が実効的に行われることを確保するための体制

【基本方針8】

- 取締役は、監査役監査の実効性を高めるため、監査役の重要会議への出席や重要文書の閲覧、工場・子会社の実地監査、会計監査人との会合等の監査活動に積極的に協力する。
- 内部監査機能は、監査役との連携を密にし、監査結果の情報共有を行う。
- 監査役の職務執行に必要となる費用については、会社がこれを負担する。

【基本方針6から8に関する運用状況の概要】

(1) 継続的取り組み

- ア) 取締役等の指揮命令から独立した監査役室を設置し、専任者を配置している。
- イ) 重要会議への出席や、当社およびグループの取締役からの報告、或いは社内・国内外の計画的な子会社監査が制約なく行えるようにしている。
- ウ) 監査役・会計監査人・内部監査部門の連携強化をねらいに、三様監査協議会を開催、相互に監査結果を共有し次の監査でのフォロー、監査ポイント設定に活用している。
- エ) グループ経営方針を受け、監査役の重点監査・活動項目を「グループ監査方針」としてまとめ、子会社の監査役との連携強化を推進している。
- オ) 企業行動倫理相談窓口等は受付けた案件を定期的に報告している。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、以下のとおりであり、「アイシングループ企業行動憲章」の一つとして定め、役員をはじめ全従業員に周知しています。

(1) 基本的な考え方

- 役員から従業員一人ひとりに至るまで、強い遵法意識を持つと同時に、社会良識を備えた善良な市民としての行動規範を確立するよう努める。
- 役員自ら、反社会的勢力、団体に対して毅然とした態度で臨むことが企業の倫理的使命であり、企業活動の健全な発展のために不可欠の条件であることを強く自覚し、企業としてそれらの勢力、団体との関係を決して持つことのないよう厳しく戒める。
- 従業員の反社会的勢力、団体との個人的関係の生成やその助長を防止するため、企業をあげてそれらの勢力、団体とは一切関係を持たない。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、反社会的勢力の排除に向け、対応統括部署（総務部）を設置するとともに、拠点毎（各工場など）に不当要求防止責任者を選任している。また、「暴力追放愛知県民会議」や「愛知県企業防衛対策協議会」への参画などにより、反社会的勢力に関する情報を収集し、「不当要求マニュアル」に反映させるなどし、注意喚起を行っている。

さらに、企業行動倫理委員会での報告、定期的に開催する「不当要求防止責任者講習」や「新入社員研修」「昇格者研修」のひとつとして行う「不当要求講習」を通じ、役員および全従業員への周知徹底を行っている。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

